

## プラスチック問題に関する沖縄県の状況について

### 1. 沖縄県の概要

沖縄県は日本で唯一の亜熱帯海洋性気候に属しており、160の島々からなる島しょ県となっております。島々は東西約1,000kmに渡って点在しており、41の市町村で構成されております（沖縄本島26市町村、離島15市町村）。豊かな自然環境や独自の歴史文化を活かした観光業が基幹産業である一方で、土地面積や市場規模、資源の制約等により、製造業の割合が少なく、また、1人あたり県民所得が全国最下位であるなど、課題もあります。

### 2. プラスチック問題に関する沖縄県の状況について

島しょ県である沖縄県は、持続可能な社会の構築に不可欠な資源の循環に多くの課題を抱えており、プラスチック資源の循環においても同様となっております（図1参照）

<p>1. 海洋島しょ性（地理的特性）ゆえの課題 海岸漂着ごみ、離島市町村の物理的距離、物流輸送コスト、産業構造</p>
<p>2. 資源の制約、製造・処理施設の課題 代替製品・再生製品製造時の原料確保、施設の不足</p>
<p>3. マーケットの課題 代替製品・再生製品販売時の市場確保</p>
<p>4. 県民意識、普及啓発の課題 ごみの分別、不法投棄</p>

図1) 沖縄県における資源循環の課題について

#### (1) 海岸漂着ごみ

島しょ県である本県は海岸線が長く、多量の漂着物が流れ着いており、県では、「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、海岸漂着物の回収と実態把握に努めています。

宮古・八重山で構成される先島諸島は発展が著しい東アジア、東南アジアの国々に地理的に近く、外国製のごみが多く流れ着く傾向にあります。一方で市街地に近い海岸では国内由来のごみも少なくありません。これらのごみの回収・処理は、地域の大きな負担となっております（別添資料2を参照）。

- ・ 県内漂着ごみの約6割がプラスチックである
- ・ 漂着したペットボトルの6割以上は外国製であるが、2割は国内製である
- ・ 県内漂着ごみの約半分は八重山諸島に漂着している（3,468 m<sup>3</sup>/6,871 m<sup>3</sup>）

※H29～H30年度調査による現存量

## (2) 市町村におけるプラスチックごみの収集

容器リサイクル法に基づき、各市町村は、家庭系の容器包装廃棄物を分別収集し、再資源化を実施しております。容器包装には、缶類、ビン類、紙類、プラスチック類などがありますが、ペットボトル以外のプラスチック類の収集は進んでいません。

市町村がプラスチックごみを分別収集できない理由は、収集・分別のコストがかかること、県内に廃プラスチックの再資源化施設が少ないこと、また焼却施設の熱源として利用していることなどが考えられます（別添資料3を参照）。

- ・ペットボトルの分別収集量・・・約 5.8 千 t/年（40 市町村で収集・資源化）
- ・プラスチック類の分別収集量・・・約 1.2 千 t/年（8 市町村で収集・資源化）
- ※ 全国約 63%の市町村がリサイクル協会※へプラスチック類を引き渡し資源化

※R1 年度分別収集量調査、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会引受実績

## (3) 産業廃棄物の排出状況

県では、毎年産業廃棄物のフォローアップ調査を実施しており、廃棄物の発生状況、処理状況等の把握に努めています。

産業廃棄物に占める廃プラスチック類の割合は多くはないものの、その約半分が埋立られており、全国と比較しても、県内でのプラスチックの再生利用は進んでおりません。

- ・年間の総発生量に占める廃プラスチック類の割合は 1.3%程度（約 27 千 t）
- ・しかし、廃プラスチック類の約 48%が最終処分（埋立）される
- ※全国の最終処分割合は約 15%程度

※R1 年度産業廃棄物実態調査

## (4) リサイクル材の認定状況

県では、リサイクル資材の利用促進による循環型社会の構築の支援等を目的として、平成 16 年に「沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）」（主に公共事業で使用）を制定しました。また、平成 17 年に日用品等を対象とした「沖縄県産リサイクル製品利用促進要綱」を制定しました。

県内の廃プラスチックの再生利用は、製品製造時の端材を利用したものとなっております。また、現在、県内の廃プラスチック資源化施設の多くはフレークなどの原料製造を行っており、製品製造施設はほとんどありません。

- ・ゆいくる材として認定された 545 品目のうち、廃プラスチック類を活用した製品は 38 品目
- ・「沖縄県産リサイクル製品」は、申請数が伸び悩み、平成 22 年度に事業廃止

※令和 2 年 10 月時点

#### (5) 不法投棄について

県では毎年、不法投棄の実態を把握するため、1カ所1t以上の不法投棄案件を対象とし、調査を実施しております。

不法投棄廃棄物のうち、産業廃棄物については廃タイヤ等のプラスチック類の割合が半分以上で、一般廃棄物の内訳は分かっておりませんが、一定量のプラスチックが含まれていると考えられます。廃タイヤの割合が多いことについては、県内に処理業者が少ないことが一因と考えられます。

- ・ 不法投棄された廃棄物の総重量・・・約 1,880t
- ・ うち、産業廃棄物の廃プラスチック類の占める割合は 53.3%
- ※ 廃プラスチックの内訳：廃タイヤ 70.4%、ペットボトルや漁網等 27.4%

※令和元年度不法投棄実態調査

#### (6) 県内小売店におけるレジ袋の辞退率

平成20年に、沖縄県と県内小売店で協定を締結し、全国でもいち早くレジ袋の有料化をスタートしました。

レジ袋有料化導入以降、観光客の増加、マイバック利用に対するブームの落ち着きもあり、レジ袋辞退率は微減傾向にありましたが、省令改正による令和2年7月のレジ袋有料化を受け、昨年度の辞退率は約77%まで回復しました（別添資料4を参照）。

- ・ 有料化前のレジ袋辞退率は約 20%
- ・ 有料化開始1週間で、辞退率は約 76%まで上昇
- ・ 有料化開始1年後の辞退率は約 80%

#### (7) プラスチック使用量削減に向けた事業者へのアンケート

令和3年度に、県内事業者に対しプラスチック使用削減に対する意識や行政への要望を把握するため、アンケートを実施しました。

本アンケートの回収率は約17%と限られたものでしたが、プラスチック使用量削減の取組に前向きな事業者の回答が多い結果となりました。

また、行政に求めるものとして一番多い回答は「消費者への普及啓発」でした（別添資料5を参照）。

- ・ プラスチック使用削減に向けた取組方針がある、また今後検討の予定があると回答した事業者の割合は 78.4%
- ・ 使用削減の課題として一番多い回答は「代替製品のコスト高」であり、「代替製品の耐久性・利便性の不足」「代替製品の流通量が少ない」など、代替製品に関する回答が多く見られた